

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によっては追加の書類が必要となる場合もあります。

また、随時見直しを行っています。最新のものにはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

※事業所の移転や再開に係る届出に併し、他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更							加算			休止	再開	廃止
	法人の名称・所在地・代表者	法人のメールアドレス・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所の建物・区画等	管理者に関する変更	運営規程				医療麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算	LIFEへの登録			
						事業所の名称	事業所の所在地	従業員の變更	営業日・営業時間						
提出書類								★1	★2				★3		★3
変更届出書（様式第1号(4)）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
付表（付表第1号(5)）			○	○	○	○	○	○	○	○					
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	○														
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式8-1-1(別紙①、⑤含む)及び参考様式8-1-2)	○ 注1														
事業所一覧（参考様式62）	○	○													
代表者（又は管理者）情報（参考様式61）	△				○										
運営規程の新旧対照表（参考様式63）	△				△	○	○	○	○	○					
運営規程（作成例あり）	△				△	○	○	○	○	○					
・病院又は診療所の場合は、使用許可証等の写し ・薬局の場合は、開設許可証の写				○ 注2			○								
平面図（参考様式4）※区画変更の場合は変更前も添付				○			○								
その他基準省令確認書類（参考様式46）注4															
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 （加算参考様式1-1）										○	○	○			
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 （加算参考様式2-1、2-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載										○	○	○			
麻薬小売業者の免許証の写し及び、高度管理医療機器の販売業の許可証の写し										●					
高度管理医療機器の販売業の許可証の写し又は、管理医療機器の販売業の届出済証の写し											●				
休止届出書（様式第1号(5)）													○		
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・職員の募集広告等													○		
再開届出書（様式第1号(6)）														○	
廃止届出書（様式第1号(5)）															○
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）															○
業務管理体制にかかわる届出書 ※名古屋市内に届出している事業者のみ	○ 注3	○ 注3													△ 注3

- ★1) 変更届のご提出前に事前相談が必要です。なお、区間移転（例：千種区から北区へなど）の場合や、同一事業所番号で複数サービスを実施しており一部のサービスのみを区内移転する場合は、事業所番号が変更となります。変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。変更届のご提出は、変更日の前々月の10日までにお願いたします。
- ★2) 運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。なお、届出の際には、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等、管理栄養士、それぞれの職種ごとに、常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤兼務の人数を変更届にご記入ください。
- ★3) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
 注 2) 使用（開設）許可証等の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
 注 3) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療みなし指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。
 注 4) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。